平成13年
事業所・企業統計調査のお知らせ

1．調査の概要

事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等の事業所及び企業活動の基本的事項を調査し、地域別、産業別、従業者規模別などの構成を明らかにするとともに、国や地方公共団体における各種行政施策の企画・立案のための基礎資料を得るほか、各種統計調査実施のための母集団情報としての事業所及び企業の名簿を提供することを目的としています。

今回の調査は、18回目の調査に当たります。

2．今回調査の特色

今回調査では、従来の調査項目に加えて、近年の企業活動の多角化、企業再編の活発化及び企業活動における情報化の進展等を踏まえ、企業グループの構造、企業の合併・分割の状況、電子商取引の実施状況等、企業関連項目の充実を図って実施することとしています。

3．調　査　日

平成13年10月１日現在によって行います。

4．調査の対象

調査は、調査日において、国内に所在するすべての事業所を対象に行います。

ただし、日本標準産業分類に掲げる次の事業所は調査対象としません。

⑴　「大分類A―農業」、「大分類B―林業」、「大分類C―漁業」に属する個人経営の事業所

⑵　「大分類L―サービス業」のうち、「中分類―74その他の生活関連サービス業（小分類741家事サービス業（住込みのもの）及び同742家事サービス業（住込みでないもの））」及び「中分類96―外国公務」に属する事業所

5．調査の種類

調査は、甲調査と乙調査があります。

⑴　甲調査は、国、独立行政法人及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所について行います。

⑵　乙調査は、国、独立行政法人及び地方公共団体の調査事業所について行います。

6．調 査 事 項

⑴　甲調査

［事業所に関する事項］

①名称及び電話番号　②所在地　③経営組織　④本所・支所の別　⑤開設時期　⑥従業者数　⑦事業の種類・業態　⑧形態

［企業に関する事項］

①本所・本社・本店の名称及び電話番号　②本所・本社・本店の所在地　③登記上の会社成立の年月　④資本金額及び外国資本比率　⑤親会社・子会社・関連会社等の有無　⑥親会社の名称及び電話番号　⑦親会社の所在地　⑧支所・支社・支店の数　⑨会社全体の常用雇用者数　⑩会社全体の主な事業の種類　⑪会社形態の変更状況　⑫電子商取引の実施状況

⑵　乙調査

①名称及び電話番号　②所在地　③職員数　④事業の種類

7．調査の方法及び調査の流れ

⑴　甲調査は、次の流れにより行い、調査員が調査票を調査事業所に配布、取集する方法により行います。

総務大臣――都道府県知事――市町村長――統計調査員（指導員）――統計調査員（調査員）――民営事業所

⑵　乙調査は、国及び独立行政法人の調査事業所については総務大臣が、都道府県の調査事業所については都道府県知事が、市町村の調査事業所については市町村長が、調査票を調査事業所ごとに送付、回収する方法により行います。

8．集計内容

次の事項について、全国、都道府県別、市区町村別、地域圏別、町丁・大字別及び調査区別に集計します。

⑴　事業所に関する集計

①産業に関する事項　②従業者の規模及び属性に関する事項　③経営組織に関する事項　④本所・支所の別に関する事項　⑤開設時期に関する事項　⑥形態に関する事項

⑵　企業に関する事項

①企業産業に関する事項　②企業規模に関する事項　③企業の成立時期に関する事項　④外国資本比率に関する事項　⑤親会社・子会社・関連会社等の有無に関する事項　⑥会社形態の変更に関する事項　⑦電子商取引の実施状況に関する事項　⑧本所と支所、親会社と子会社の名寄せにより得られる事項

9．結果の公表

調査の結果は、集計完了の都度、刊行物又は閲覧に供する方法により、次の期日までに公表します。

⑴　速報集計…平成14年７月末日まで

⑵　確報集計…

①事業所に関する集計

平成14年12月末日まで

②企業に関する集計

名寄せ前の結果…平成14年12月末日まで

名寄せ後の結果…集計が完了次第

10．結果の利用

調査の結果は、次のように法令により利用が規定されていたり、国や地方公共団体の各種行政施策及びその他の基礎資料として広く利用されます。

⑴　法令に基づく利用

①地方交付税（労働・商工行政費）算定の基礎資料　②地方消費税の精算及び交付の基礎資料

⑵　地域開発計画、都市計画の立案

例えば、都市開発計画法に基づく工業団地、流通団地の設置や埋立地等に伴う公共施設や事業所の設置計画等

⑶　社会保障、交通・通信、公害等の各種行政施策の立案

例えば、保険、年金対象の適用範囲の検討、物資流通事情の把握と交通網の整備、労働災害の対策、産業廃棄物の規制、火災等危険度の測定等

⑷　工場の規制や地方分散の計画立案

例えば、工場の再配置計画、観光施設、過疎地域対策等

⑸　母集団情報としての利用

例えば、毎月勤労統計調査、雇用動向調査、賃金構造基本調査、民間非営利団体利用実態調査、企業活動基本調査、通信利用動向調査、特定サービス産業実態調査、全国企業短期観測調査など事業所及び企業を対象とする各種統計調査の標本抽出のための基礎資料